



2025年5月20日

各位

会社名：株式会社ハークスレイ
代表者名：代表取締役会長兼社長 青木 達也
(コード番号：7561 東証スタンダード市場)
問合せ先：総務部長 中野 雅哉
(TEL. 06 (6376) 8088)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2025年5月20日開催の取締役会において、「定款の一部変更に関するお知らせ」を2025年6月25日開催の当社第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第2条(目的)に定める事業目的につきまして、現状及び今後の事業展開を踏まえ、事業目的を追加するものであります。
- (2) また、整合性等を図るため、一部字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと <u>並びに</u> 次の事業を営む会社(外国法人を含む。)、その他の法人等の株式 <u>または</u> 持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援 <u>および</u> 管理することを目的とする。 1. 弁当、惣菜の製造販売 <u>および</u> 製造販売指導並びに米 <u>および</u> 弁当惣菜の加工、保管、配送業務 2. 酒類の販売 <u>および</u> うどん、そば、寿司、おにぎ	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと <u>及び</u> 、次の事業を営む会社(外国法人を含む。)、その他の法人等の株式 <u>又は</u> 持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援 <u>並びに</u> 管理することを目的とする。 1. 弁当、惣菜の製造販売 <u>及び</u> 製造販売指導並びに米 <u>及び</u> 弁当惣菜の加工、保管、配送業務 2. 酒類の販売 <u>及び</u> うどん、そば、寿司、おにぎ

現行定款	変更案
<p>ぎり、調理パン類、ファーストフードの製造加工販売並びに保管、配送業務</p> <p>3. 農畜水産物の加工、販売、保管、配送業務<u>および調味料の</u>販売、保管、配送業務</p> <p>4. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 青果物、清涼飲料水、乳製品<u>および菓子類の</u>販売並びに保管、配送業務</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>8. 梱包資材、台所用品、衣料、文房具、包装用品<u>および容器の</u>製造販売並びに保管、配送業務</p> <p>9. 厨房設備器具、看板、食堂什器<u>および食器類の</u>製造販売<u>および</u>リース</p> <p>10. 飲食店<u>および</u>その他各種店舗の設計、施工業</p> <p>11. 仕出し弁当<u>および出張パーティー等の</u>食品の卸販売並びに保管、配送業務</p> <p>12. 飲食店、喫茶店<u>および</u>コンビニエンスストア一の経営</p> <p>13. ～14. (条文省略)</p> <p>15. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物の画像を付けたもの)の企画、開発<u>および</u>著作権、商標権、意匠権の管理業務</p> <p>16. 紙製品(事務用品、学用品、日用品等)、玩具<u>および</u>日用雑貨品の販売<u>および</u>保管、配送業務</p> <p>17. 生花、観葉植物の栽培、販売、賃貸業務<u>および</u>保管、配送業務</p> <p>18. 肥料、飼料の製造<u>および</u>販売並びに保管、配送業務</p> <p>19. 農畜水産物<u>および</u>日用品雑貨の輸出入業務</p> <p>20. (条文省略)</p> <p>21. 演劇、映画、コンサート、スポーツ等の各種催物のチケットの販売<u>および</u>商品券の販売</p> <p>22. 事務用機器、コンピューター<u>および</u>周辺機器並びにコンピューターソフトウェアの販売、リース並びに情報処理・情報提供サービスに関する業務</p> <p>23. 印刷物、出版物<u>および</u>書籍類の販売並びに保管、配送業務</p> <p>24. ～29. (条文省略)</p> <p>30. コインランドリーの経営・管理・指導<u>および</u></p>	<p>り、調理パン類、ファーストフードの製造加工販売並びに保管、配送業務</p> <p>3. 農畜水産物の加工、販売、保管、配送業務<u>及び</u>調味料の販売、保管、配送業務</p> <p>4. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. 青果物、清涼飲料水、乳製品<u>及び</u>菓子類の販売並びに保管、配送業務</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. 梱包資材、台所用品、衣料、文房具、包装用品<u>及び</u>容器の製造販売並びに保管、配送業務</p> <p>9. 厨房設備器具、看板、食堂什器<u>及び</u>食器類の製造販売<u>並びに</u>リース</p> <p>10. 飲食店<u>及び</u>その他各種店舗の設計、施工業</p> <p>11. 仕出し弁当<u>及び</u>出張パーティー等の食品の卸販売並びに保管、配送業務</p> <p>12. 飲食店、喫茶店<u>及び</u>コンビニエンスストア一の経営</p> <p>13. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物の画像を付けたもの)の企画、開発<u>及び</u>著作権、商標権、意匠権の管理業務</p> <p>16. 紙製品(事務用品、学用品、日用品等)、玩具<u>及び</u>日用雑貨品の販売<u>並びに</u>保管、配送業務</p> <p>17. 生花、観葉植物の栽培、販売、賃貸業務<u>及び</u>保管、配送業務</p> <p>18. 肥料、飼料の製造<u>及び</u>販売並びに保管、配送業務</p> <p>19. 農畜水産物<u>及び</u>日用品雑貨の輸出入業務</p> <p>20. (現行どおり)</p> <p>21. 演劇、映画、コンサート、スポーツ等の各種催物のチケットの販売<u>及び</u>商品券の販売</p> <p>22. 事務用機器、コンピューター<u>及び</u>周辺機器並びにコンピューターソフトウェアの販売、リース並びに情報処理・情報提供サービスに関する業務</p> <p>23. 印刷物、出版物<u>及び</u>書籍類の販売並びに保管、配送業務</p> <p>24. ～29. (現行どおり)</p> <p>30. コインランドリーの経営・管理・指導<u>及び</u>コ</p>

現行定款	変更案
コインランドリー関連機器の仕入・販売・修理・リース並びに洗濯用剤の仕入・販売	インランドリー関連機器の仕入・販売・修理・リース並びに洗濯用剤の仕入・販売
31. ～47. (条文省略)	31. ～47. (現行どおり)
(新設)	48. <u>家畜の飼育及び販売</u>
(新設)	49. <u>人材採用活動に関する請負業務</u>
(新設)	50. <u>人材の育成、職業適性能力の診断及び能力開発のための教育事業</u>
(新設)	51. <u>人間教育、能力開発に関する文化、情報の企画、制作、提供、講義、出版、及びコンピュータソフトの企画、制作、提供、販売並びに輸出・輸入</u>
(新設)	52. <u>国内外における総合法律情報の収集処理及び販売に関する事業</u>
(新設)	53. <u>インターネットによる求人広告業</u>
(新設)	54. <u>人材教育のためのスクール運営業務</u>
(新設)	55. <u>就職情報の提供及び求人・採用活動に関するコンサルティング</u>
(新設)	56. <u>テレマーケティング業務の企画・販売</u>
(新設)	57. <u>販売促進のための広告、企画及び情報提供業務</u>
(新設)	58. <u>販売促進活動における申込受付・顧客管理等の請負業務</u>
(新設)	59. <u>インターネット等を媒体とした生活、文化、ビジネス等の情報提供サービス及びそのための企画、立案、調査、情報収集、並びに制作業務及び通信販売業務</u>
(新設)	60. <u>口座開設、クレジットカード、ローン等の取次に関する業務</u>
(新設)	61. <u>介護人材の育成</u>
(新設)	62. <u>福祉、医療、衛生に関する人材の育成及び能力開発、並びにその研修施設の経営、管理、運営、コンサルティング</u>
(新設)	63. <u>特定技能外国人支援事業</u>
(新設)	64. <u>特定技能外国人に係る職業紹介事業</u>
(新設)	65. <u>外国人雇用管理業務支援事業</u>
(新設)	66. <u>外国人採用支援事業</u>
(新設)	67. <u>労務管理に関する請負業務</u>
(新設)	68. <u>賃貸借契約、携帯電話に関する契約書等の斡旋業務</u>

現行定款	変更案
(新設)	69. <u>映像、音声、文字情報制作に付随するサービス業務</u>
(新設)	70. <u>事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理の請負</u>
(新設)	71. <u>各種講演会、講習会、セミナー等の企画、開発、運営及び管理</u>
48. (条文省略)	72. (現行どおり)
49. (条文省略)	73. (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. ～4. (条文省略)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. ～4. (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 (条文省略)	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 (条文省略) 1. ～2. (条文省略) 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. (条文省略)	(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 (現行どおり) 1. ～2. (現行どおり) 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續などについては、法令または定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續などについては、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

現行定款	変更案
<p>(招集権者<u>および</u>議長) 第 15 条 (条文省略) ② (条文省略)</p>	<p>(招集権者<u>及び</u>議長) 第 15 条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p>
<p>(電子提供措置等) 第 16 条 (条文省略) ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの<u>全部または一部</u>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>(電子提供措置等) 第 16 条 (現行どおり) ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの<u>全部又は一部</u>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略)</p>	<p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使) 第 18 条 (条文省略) ②前項の株主<u>または</u>代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 18 条 (現行どおり) ②前項の株主<u>又は</u>代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 取締役<u>および</u>取締役会 (取締役の任期) 第 21 条 (条文省略) ②任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>または</u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>第 4 章 取締役<u>及び</u>取締役会 (取締役の任期) 第 21 条 (現行どおり) ②任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>又は</u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>
<p>(取締役会の招集<u>および</u>議長) 第 22 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集<u>及び</u>議長) 第 22 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>②（条文省略）</p> <p>③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>（期末配当および基準日）</p> <p>第 37 条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>（中間配当および基準日）</p> <p>第 38 条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>②（現行どおり）</p> <p>③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>（期末配当及び基準日）</p> <p>第 37 条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>（中間配当及び基準日）</p> <p>第 38 条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2025年6月25日

(2) 定款変更の効力発生日 2025年6月25日

(注) 上記の内容につきましては、2025年6月25日開催予定の第47期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上